

青 警 本 情 第 8 7 号
平 成 3 0 年 1 月 3 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程の制定について

この度、青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程（平成30年1月青森県公安委員会規程第1号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容については、下記のとおりであるから、所属職員に周知されたい。

記

1 制定の理由及び内容

警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）の題名が「警察における情報セキュリティに関する訓令」に改められたことに伴い、所要の改正が行われたものである。

2 施行期日

平成30年1月31日

本件：情報管理課指導相談係

青森県公安委員会規程第1号

青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年1月31日

青森県公安委員会委員長 高畑紀子

青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程
青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程（平成27年2月青森県公安委員会規程第1号）を別紙のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成30年1月31日から施行する。

別紙

青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程（平成27年2月青森県公安委員会規程第1号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>(略)</p> <p>(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び第2項に規定するもののほか、特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、<u>警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）</u>及び青森県警察情報セキュリティに関する訓令（平成26年3月青森県警察本部訓令第13号）を厳格に適用するとともに、最新の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した適切な対応をとるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び第2項に規定するもののほか、特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、<u>警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）</u>及び青森県警察情報セキュリティに関する訓令（平成26年3月青森県警察本部訓令第13号）を厳格に適用するとともに、最新の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した適切な対応をとるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>